

## 対インドネシアODA事業における不正事案の防止策(概要)

1. ベトナム PCI 不正事件の発生を受け、2009 年 4 月以降、インドネシアを含む全ての円借款供与国について、日本側の措置として以下の 9 項目の不正防止策が適用されている。

- ①技術・価格評価(Quality and Cost Based Selection)の導入
- ②随意契約適用範囲の厳格化
- ③情報取扱い体制の確立、通報者の保護・借入国政府の説明責任
- ④デブリーフィングの導入
- ⑤事前同意手続きの強化
- ⑥事後監査の拡充
- ⑦コンサルタント雇用支援の強化
- ⑧罰則の強化
- ⑨我が国コンサルタント業界によるコンプライアンスの取り組みの強化

2. 上記の措置に加え、以下の措置を講ずるものとする。

### (1)インドネシア側措置

- ①政府全体としての不正防止体制の構築・強化
  - ・ 不正関連の法制度の調和化・法改正:インドネシアが批准した国連腐敗防止条約と国内法の整合性確保のためのさらなる法整備を行う
  - ・ 不正防止の取組の強化:不正対策の実効性向上を図るため、司法共助の有効利用等を通じて、不正監視システムを強化する
  - ・ 政府調達における透明性の向上:電子カタログ対象の拡大等、電子調達の強化等を通じて、政府調達における透明性向上に努める。
  - ・ 法執行機関の強化:警察、司法等の法執行機関の能力強化、機関間の連携強化等。
  - ・ 監査機関の能力強化・独立性の確保
- ②運輸省による不正防止の取組
  - ・ 告発者保護システムの実施及び苦情対応の改善
  - ・ 政府調達における透明性及び説明責任の向上
  - ・ 不正防止にかかる啓発活動の実施

## (2) 日本側措置

### ①不正腐敗情報受付窓口の強化

- ・ 「通報窓口」から「相談窓口」への機能強化
- ・ 通報言語の拡大
- ・ 相談を促すための減免措置を措置規定に導入

### ②不正に関与した企業への措置の強化

- ・ 措置の厳格化

### ③企業へのコンプライアンス体制構築の働きかけ

- ・ JICA不正腐敗防止ガイドンスの作成
- ・ 措置解除の際にコンプライアンス・プログラム等の再発防止策の提出を義務化
- ・ 受注企業のコンプライアンス・プログラムの入札要件化

### ④インドネシア側の能力向上支援と連携強化

- ・ 技術協力による能力向上支援(研修, 専門家派遣等)

## (3) 両国間での措置

- ・ 日・インドネシア両国政府間でフォローアップ会合を開催